

第149回

顧問先様限定 税務会計セミナー

新賃上げ促進税制 ～R7.3月決算に向けて～

主催

あいわ税理士法人
AIWA TAX ACCOUNTANTS CORPORATION

令和6年度税制改正により、令和6年4月1日以後開始事業年度から新制度の賃上げ税制が適用されます。従来は大企業向けと中小企業向けの2類型でしたが、新制度では中堅企業向けが新設され3類型となりました。本セミナーでは、従来の制度からの改正点を中心に、企業区分の判定、各区分の適用要件、控除額の上乗せ要件等を解説いたします。

また、実際に集計・判定するにあたり注意すべき事項を具体例を交えながら紹介いたしますので、令和7年3月期決算に向けて何を準備すべきか検討する際の参考にさせていただければ幸いです。

配信日時

令和6年

11月15日(金) 9:00～配信開始

※視聴可能期間は、開始より1か月間です

解説予定内容

▶新制度の賃上げ促進税制について

▶従来からの改正点

▶実務上の取扱い

▶その他特殊な事例

(事業年度変更、組織再編があった場合等)

講師



あいわ税理士法人

税理士

中井 健治

なかい けんじ

2016年あいわ税理士法人に入社。

税理士業界に入る前は、中堅証券会社の財務部に所属。会社法計算書類や有価証券報告書等の開示書類の作成、法人税・消費税申告書の作成を担当。

現在は、上場準備会社、上場会社グループを中心に、幅広い分野に従事している。

受講料

無料

※顧問先様限定で受講できます

お申込

申込
期限

令和6年

11月8日(金)

弊社Webサイトのセミナーページ
よりお申込み下さい

あいわ税理士 セミナー 検索

www.aiwa-tax.or.jp/seminar

お申込みは
こちらから

※お申込期限後、お申し込み時に入力されたメールアドレス宛に配信URLをお送りします。